

# 被害総額、実に971億円

## 7月豪雨災害



肥薩線渡駅の冠水状況（手前は国道219号線）

県南部を中心とする七月十一日からの集中豪雨、また県下全域に七月二十三日夜半からの豪雨と、二回にわたり観測史上まれにみる驚異的な雨量があり、各地で河川の決壊・はん濫、山・がけくずれなど被害が続きました。このため延べ百一の市町村が災害対策本部を設置し、災害救助法適用市町村は延べ二十四に達しました。被害の件数及び合計額は、次のとおりになりました。

死者	二十三人
行方不明者	一人
重軽傷者	六十人
全半壊家屋	二百二十六戸
浸水家屋	二万七千二百九十八戸
農業関係	二百五十六億円
公共土木関係	五百十億円
林業関係	百三十七億円
水産業関係	十一億円
商工業関係	四十一億円
学校教育施設	六億円
その他	十億円
総額	九百七十一億円

院災害対策特別委員会、参議院災害対策特別委員会、自民党災害対策本部調査団に対しても、被害状況を視察していただき、そこで、県は地元市町村と一体となって要望・陳情を行いました。今回の集中豪雨では、昭和二十八年のいわゆる「六・二六災害」と同じ程度の降雨量でありながら、白川・坪井川で一箇所の決壊もなく県中部で被害を最少限度に食い止めることができ、たことは不幸中の幸でした。今後とも個人災害はもとより公共施設の復旧のための財政援助を国に求めながら、被災者への救援活動を続けてまいります。

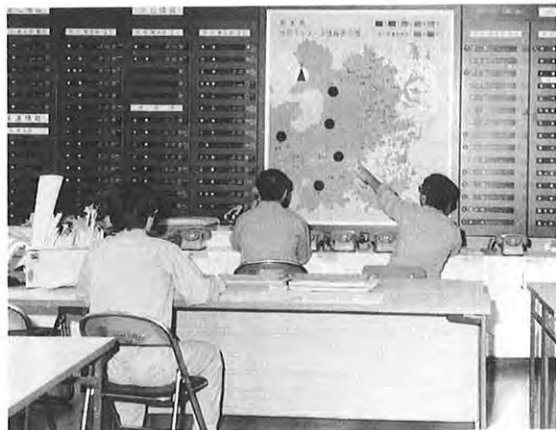
### 災害の経過

そこで県では二度にわたり、国に対して激甚災害の指定、災害復旧の早期完成、河川改修の促進、農業近代化資金など政府資金の償還期限の延長、各種災害復旧資金の貸付けの適用及び融資条件の緩和措置など十九項目にわたって要望・陳情を続けております。これまでに災害調査に来熊された衆議院

部の芦北・球磨・八代地方に局地的な集中豪雨をもたらしました。特に田浦町の佐敷雨量局では、一時間に七十五ミリを記録し、この雨で中小河川の溢れや、破堤、山地の崩壊が続出しました。そこで七月十二日には田浦町、十三日には芦北町・坂本村に災害救助法を適用し、早速生活物資を緊急輸送し、応急救援活動を行いました。また出勤要請に応じた自衛隊員は延べ八百二人で田浦川、赤松川の破堤復旧作業、坂本村の横様・市の俣地区に対して救援物資の輸送、生活道路の確保、孤立状態にあった芦北町の吉尾地区・大岩地区

に対してヘリコプターによる物資の輸送など懸命の救助・救援活動を続けました。

しかし、本格的な復旧活動に入った矢先に、七月二十三日夜半から低気圧の東進に伴い、再び梅雨前線の活動が活発となり、二十四日明け方にかけて天草地方で集中豪雨となり、河浦町では一時間に百三ミリという観測史上まれにみる雨量を記録しました。その後梅雨前線は県北部から中部・南部へ移動して県下全域で記録的な集中豪雨となったわけです。二十四日夜までに四百ミリを超えた雨量は、県北部・熊本市・天草地方を中心に各地でがけくずれや浸水被害をもたらしました。県では、山鹿市をはじめ二十一市町村に災害救助法を適用するとともに、県警機動隊員により、孤立した山鹿市熊入地区の住民七十九人の救出作業を行うなどの救援活動を行いました。また延べ七百二十八人の自衛隊員の協力を得て熊本市や三加和町のがけくずれ現場で行方不明者の捜索活動を続けるほか県下各地の災害現場でも、多くの消防団や地元の方々の協力のもとに復旧作業が続けられました。



刻々と変化する雨量や河川水位を「水防テレメーター情報表示盤」で監視する職員（県庁）

現地で被害状況の説明を受ける衆議院災害対策特別委員会の視察団一行（嘉島町）



### 激甚災害の指定とは

災害が発生し、その被害が全国的にみて特に甚大であった場合、国は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に定める基準によりその災害を激甚災害に指定します。

指定になると、公共土木施設や農地農業用施設の復旧事業に対する財政援助、農・商工業者に対する融資条件の緩和措置など事業項目に応じて通常の災害よりも手厚い措置がなされます。なお指定基準は災害規模を全国的にみる場合と、市町村単位の局地的にみる場合とあって、局地的にみる場合を通称「局激」の指定といいます。また、指定基準の内容は、農業や中小企業関係など財政負担が直接的に個人等にかかる事業に対しては低く、逆に公共土木など公共団体が実施する事業には高くなっています。